

●再エネ特措法交付金について

「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」に基づき、お客さまからご負担いただいた再生可能エネルギー発電促進賦課金は、国が指定する「費用負担調整機関」が「納付金」として電力会社などから回収し、買取に要した費用は、同機関から「**再エネ特措法交付金**」として電力会社などに交付されることとなっています。

なお、再エネ特措法交付金は、電力会社の収益として整理されますが、再生可能エネルギーを買い取った費用と相殺されるため、収支への影響はありません。

